Ⅳ　民間団体の活動に対する支援

1．子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、最近では、書評合戦（ビブリオバトル）のように、読むことにとどまらず言葉の力や表現力を競う新しい取組が広がっている。地域レベルでは、自発的に組織された約6,300のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている（平成20年度社団法人読書推進運動協議会全国読書グループ総覧）。

2．民間団体の活動に対する支援

国は、読書の意義や効果、読書から離れがちな中学生・高校生の世代の読書活動を推進する方策、情報通信技術の急速な発展が子どもの読書活動に与える影響に関する調査研究等の取組を進める。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、民間団体の取組を周知し、社会全体での取組を促す。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援する。

また、地方公共団体においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組などの状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

Ⅴ　普及啓発活動

1．普及啓発活動の推進

⑴　「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」（４月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第１項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、民間団体と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

⑵　各種情報の収集・提供

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の実態や、地方公共団体、学校、図書館、民間団体における様々な取組、並びに家庭読書、書評合戦（ビブリオバトル）及びブックトーク等の先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集するとともに、子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを活用し、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努める。

近年、注目を集めている取組として、家庭読書と書評合戦（ビブリオバトル）が挙げられる。家庭読書とは、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動であり、平成21年度からは毎年各地で「家読サミット」が開催されている。また、書評合戦（ビブリオバトル）とは、各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて５分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会であり、大学、地方公共団体、図書館等で広がりつつあるが、こうした取組が全国に普及することが望まれる。

このほか、国、地方公共団体、学校、図書館、民間団体は、子どもの読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

2．優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

⑴　優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成20年度から24年度までの表彰実績は合計1,208件である（学校684件、図書館241件、団体264件、個人19人）。

⑵　優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22法第164号）第８条第７項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

official_gazette

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成24年度の平成25年３月末における国庫歳入歳出状況は、次の通りである。

平成 25 年５月 28 日　　財　務　省

１　一　般　会　計

⑴　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	42,607,000,000	4,240,088,730	23,508,384,939	27,748,473,670	△14,858,526,329	65.1
租税	41,575,000,000	4,166,830,605	22,701,604,929	26,868,435,534	△14,706,564,465	64.6
所得税	13,601,000,000	1,643,947,674	8,979,857,738	10,623,805,412	△2,977,194,587	78.1
法人税	8,992,000,000	266,187,915	3,985,469,086	4,251,657,001	△4,740,342,998	47.2
相続税	1,504,000,000	106,474,947	872,184,065	978,659,013	△525,340,986	65.0
消費税	10,316,000,000	1,090,200,555	4,839,833,722	5,930,034,278	△4,385,965,721	57.4
酒税	1,339,000,000	216,046,432	726,409,935	942,456,368	△396,543,631	70.3
たばこ税	945,000,000	142,654,206	646,475,502	789,129,709	△155,870,290	83.5
揮発油税	2,611,000,000	425,941,440	1,339,677,375	1,765,618,816	△845,381,183	67.6
石油ガス税	11,000,000	1,107,551	6,151,711	7,259,263	△3,740,736	65.9
航空機燃料税	44,000,000	7,136,832	30,110,027	37,246,860	△6,753,139	84.6